

「中国・シンガポール二国間自由貿易協定(FTA)締結」

～中国側は、2段階のステップで2010年には関税の95%を撤廃。

シンガポール進出日系企業に、中国への輸出機会が拡大～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 CIB グループ

10月23日、中国・シンガポール両国政府は、「中国・シンガポール二国間自由貿易協定(CSFTA、以下、中国・シンガポールFTA)」に調印した。本協定は、2年前の2006年8月に交渉が開始され、8回の交渉を経て、2008年9月3日に基本合意がなされていたものである。

今後、両国の国内での手続きを経て発効し、2009年1月1日には関税引き下げが行われる。本協定の締結により、シンガポール企業は、中国の国内マーケットへのアクセスが容易になる。

シンガポールにとって中国は3番目に大きな貿易相手国であり、かつ第1位の投資先になっている。2007年の両国間の貿易額は916億シンガポール・ドル(約487億米ドル)と過去最高を記録しており、シンガポールから中国への累積投資額は、332億米ドルに達している。

本協定による物品関税の引き下げ

①中国側の関税引き下げ

今回の自由貿易協定締結により、中国側は、2009年1月1日時点でシンガポールからの輸入額の85%に当たる品目の関税を撤廃する。また、1年後の2010年1月1日時点では、シンガポールからの輸入額の95%の関税を撤廃する。

この関税引き下げにより、シンガポールの石油化学産業、エレクトロニクス産業、食品加工業などの製造業が中国への輸出機会が拡大することが期待される。

なお、中国側の関税引き下げスケジュールは、シンガポール政府ホームページ、http://www.fta.gov.sg/fta_csfta.asp?hl=27 にアクセスし、右下のOverview of China (CSFTA)のLegal TextのChapter 3 「Trade In Goods」のAnnex 1A: China's Tariff elimination scheduleを選択することで確認可能である。

②シンガポール側の関税引き下げ

シンガポール側は2009年1月1日時点で全品目の関税を撤廃する。

付録：本FTAによる中国側の関税引き下げ事例

関税コード	関税コードの概要説明	関税率(%)		
		現状 最恵国待遇(MFN)関税	2009年1月～	2010年1月～
15171000	マーガリン(液状のものを除く) Margarine (excl. liquid)	30	0	0
16010010	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品 Sausage and similar products coated with natural castings	15	5	0
39021000	ポリプロピレン Polypropylene, in primary forms	6.5	5	0
39021000	ポリ(ビニルアルコール)(加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。) Polyvinyl alcohols, in primary forms, whether or not containing unhydrolyzed acetate groups	14	0	0
39172100	エチレンの重合体製のもの Tubes, pipes & hoses, rigid, of polymers of ethylene	10	0	0
85162100	蓄熱式ラジエーター Electric space heating apparatus, having storage heating radiators	35	0	0

(出所)シンガポール政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

③原産地規制 (R00: Rules of Origin)

中国・シンガポールFTAの対象品目となるためには「現地での付加価値率40%以上の付加価値基準」を満たす必要がある。計算式は以下の通り。詳細については、シンガポール政府のホームページ、http://www.fta.gov.sg/fta_csfta.asp?hl=27 にアクセスし、右下のOverview of China (CSFTAのLegal TextのChapter 4「Rules of Origin」)を選択することで確認可能である。

【本FTAの関税率適用のための製品の域内付加価値計算式】

$$\text{域内関税付加価値額(※)} = \frac{\text{完成品[=輸出品]価格(FOBベース)} - \text{原材料・部品の輸入額(CIFベース)}}{\text{完成品[=輸出品]価格(FOBベース)}}$$

(出所)シンガポール政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

※対象品目については、域内関税付加価値額 \geq 40%が本FTAの関税率適用の条件となる。

なお、国内で十分に材料・製品の内容が変更されたものについての取扱い(Product Specific Rules)については今後協議される。

なお、FTAによる関税下げメリットを実際に享受するには、当該FTAにおける「原産地規則」を満たす必要がある。FTAによるメリットがあるかどうかを調べるには、輸出する製品について、①輸出

国から輸入国への輸出時の輸入国側の「通常の関税率」をチェックした後に、②「FTAにより適用される関税率」を調べ、両者を比較し、これに、③「原産地証明取得のコスト」も考慮することが必要である。

物品関税の引き下げにより予想される在シンガポール企業へのインパクト

①シンガポールから中国への輸出取引

中国側の物品には、比較的関税率が高いものも存在しており、関税引き下げによるシンガポール企業のビジネスチャンスは拡大する。シンガポールを原産国とする製品が対象となるため、シンガポールで製造拠点を有し、かつ中国向けに製品を輸出する企業がその恩恵を享受できる。日系企業を含む外資系企業については、化学・エレクトロニクスなどの産業に属する企業がメリットを享受すると見られる。数は少ないが、シンガポールで食品を加工している企業についても原産地規制をクリアしている場合は輸出機会の拡大が見込まれる。

また、「本協定」と「ASEAN・中国FTA」のFTAの2つのメリットを比較しながら、中国への輸出戦略を立案することが必要である。

②中国からシンガポールへの輸入取引

シンガポール側の関税は元々低いため、本協定による関税引き下げの影響は少ないとみられる。

本レポートに関するお問い合わせ先： 国際企画部CIBグループ 北村広明
E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

《 F T A 関連レポート 》

AREA Report 170 「ASEAN・インド・豪州におけるFTAの進行状況」 2008年6月18日

※本レポートは情報の提供を目的に作成したもので、売買の勧誘（当行が提供する商品・サービスの勧誘）を目的としたものではありません。資料は信頼できるとされるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。